

## 全体貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
固定資産	1,059,209	固定負債	307,089
有形固定資産	1,013,195	地方債	223,818
事業用資産	494,559	長期未払金	1,155
土地	334,003	退職手当引当金	20,455
立木竹	-	損失補償等引当金	193
建物	402,389	その他	61,468
建物減価償却累計額	△ 250,442	流動負債	38,349
工作物	43,446	1年内償還予定地方債	26,416
工作物減価償却累計額	△ 35,757	未払金	6,858
船舶	23	未払費用	-
船舶減価償却累計額	△ 18	前受金	6
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	2,116
航空機	-	預り金	2,952
航空機減価償却累計額	-	その他	1
その他	526		
その他減価償却累計額	△ 410	負債合計	345,438
建設仮勘定	802	<b>【純資産の部】</b>	
インフラ資産	513,858	固定資産等形成分	1,082,724
土地	312,566	余剰分(不足分)	△ 288,409
建物	37,851		
建物減価償却累計額	△ 24,038		
工作物	416,478		
工作物減価償却累計額	△ 259,357		
その他	84,476		
その他減価償却累計額	△ 57,032		
建設仮勘定	2,914		
物品	12,422		
物品減価償却累計額	△ 7,644		
無形固定資産	3,947		
ソフトウェア	893		
その他	3,054		
投資その他の資産	42,067		
投資及び出資金	18,359		
有価証券	4,415		
出資金	13,944		
その他	-		
投資損失引当金	△ 338		
長期延滞債権	4,438		
長期貸付金	465		
基金	18,417		
減債基金	-		
その他	18,417		
その他	1,293		
徴収不能引当金	△ 567		
流動資産	80,544		
現金預金	53,441		
未収金	3,025		
短期貸付金	22		
基金	23,493		
財政調整基金	11,514		
減債基金	11,978		
棚卸資産	-		
その他	852		
徴収不能引当金	△ 289		
資産合計	1,139,753	純資産合計	794,315
		負債及び純資産合計	1,139,753

【様式第2号】

## 全体行政コスト計算書

自 令和3年4月 1日  
至 令和4年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	352,232
業務費用	146,776
人件費	32,864
職員給与費	24,103
賞与等引当金繰入額	2,079
退職手当引当金繰入額	1,352
その他	5,331
物件費等	108,043
物件費	44,139
維持補修費	2,447
減価償却費	19,294
その他	42,163
その他の業務費用	5,869
支払利息	1,591
徴収不能引当金繰入額	279
その他	3,999
移転費用	205,456
補助金等	128,565
社会保障給付	76,870
他会計への繰出金	-
その他	21
経常収益	91,825
使用料及び手数料	84,750
その他	7,075
純経常行政コスト	260,407
臨時損失	342
災害復旧事業費	-
資産除売却損	316
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	-
その他	26
臨時利益	938
資産売却益	807
その他	131
純行政コスト	259,811

## 全体純資産変動計算書

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

(単位:百万円)

科目	合計	固定資産 等形成分	
		余剰分 (不足分)	
前年度末純資産残高	774,553		
純行政コスト(△)	△ 259,811		△ 259,811
財源	281,654		281,654
収等	148,903		148,903
国県等補助金	132,751		132,751
本年度差額	21,844		21,844
固定資産等の変動(内部変動)			
有形固定資産等の増加			
有形固定資産等の減少			
貸付金・基金等の増加			
貸付金・基金等の減少			
資産評価差額	△ 33		
無償所管換等	△ 49		
その他	△ 2,000		
本年度純資産変動額	19,762		
本年度末純資産残高	794,315	1,082,724	△ 288,409

## 全体資金収支計算書

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
<b>【業務活動収支】</b>	
業務支出	331,828
業務費用支出	126,372
人件費支出	33,231
物件費等支出	88,054
支払利息支出	1,591
その他の支出	3,496
移転費用支出	205,456
補助金等支出	128,565
社会保障給付支出	76,870
他会計への繰出支出	-
その他の支出	21
業務収入	366,965
税金等収入	144,573
国県等補助金収入	129,010
使用料及び手数料収入	84,507
その他の収入	8,875
臨時支出	7
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	7
臨時収入	108
業務活動収支	35,239
<b>【投資活動収支】</b>	
投資活動支出	25,298
公共施設等整備費支出	18,508
基金積立金支出	4,889
投資及び出資金支出	1,101
貸付金支出	800
その他の支出	-
投資活動収入	12,494
国県等補助金収入	7,349
基金取崩収入	2,987
貸付金元金回収収入	525
資産売却収入	1,573
その他の収入	59
投資活動収支	△ 12,804
<b>【財務活動収支】</b>	
財務活動支出	32,433
地方債償還支出	32,140
その他の支出	293
財務活動収入	16,324
地方債発行収入	16,324
その他の収入	-
財務活動収支	△ 16,109
本年度資金収支額	6,326
前年度末資金残高	44,556
本年度末資金残高	50,881

前年度末歳計外現金残高	2,613
本年度歳計外現金増減額	△ 53
本年度末歳計外現金残高	2,560
本年度末現金預金残高	53,441

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 取得原価  
ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの 再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの  
取得原価が判明しているもの 取得原価  
取得原価が不明なもの 再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

- ② 無形固定資産 取得原価  
ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
取得原価が判明しているもの 取得原価  
取得原価が不明なもの 再調達原価

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券 償却原価法(定額法)

- ② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格  
(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの 取得原価(又は償却原価法(定額法))

- ③ 出資金

ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格  
(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの 出資金額

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	6年～50年
工作物	5年～75年
物品	2年～20年

- ② 無形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています)

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

- ② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

- ③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

- ④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

- ⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(尼崎市財務規則において、保証金その他の担保に充てることができる有価証券をいいます)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体(会計)については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象団体(会計)の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3カ月を超えない連結対象団体については、当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。また、決算日と連結決算日との差異が3カ月を超える連結対象団体については仮決算を行うこととしていますが、該当する連結対象団体はありません。

2 重要な会計方針の変更等

該当事項なし

3 重要な後発事象

該当事項なし

#### 4 偶発債務

##### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等からの借入債務等に対し、保証等を行っています。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
社会福祉法人 阪神福祉事業団	-	182百万円	-	182百万円
丹波少年自然の家	-	11百万円	-	11百万円
尼崎市土地開発公社	-	-	50百万円に 利子相当額	50百万円に 利子相当額
合計	-	193百万円	50百万円に 利子相当額	243百万円に 利子相当額

##### (2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

事件番号	事件名	請求金額	事件の概要
① 神戸地方裁判所 尼崎支部令和元 年(ワ)第379号	損害賠償請求事件	7,935万9,724 円及びこれに 対する訴状送 達日の翌日か ら支払済みま で年5%の割 合による金員	原告は、尼崎市立中学校に在籍していた訴外亡生徒が自殺した原因は、クラスメイトやその所属する部活の部員から受けていたいじめに対して担任教諭等が適切な対応を取らなかったこと等によるものであり、また、自殺後の当該中学校や尼崎市教育委員会の不適切な対応によって精神的苦痛を被ったとして、本市に対し、逸失利益、慰謝料等の損害の賠償を求めて提訴したもの
② 神戸地方裁判所 尼崎支部令和2年 (ワ)第820号	損害賠償請求事件	898万7,603円 及びこれに対 する平成29年 12月12日か ら支払済みま で年5%の割 合による金員	原告は、本市が管理する市道を夜間にジョギングしていた際に、当該市道に生じていた最大高低差約2センチの傾斜につまずいて転倒し、負傷したとして、本市に対し、その負傷により生じた治療費、逸失利益、慰謝料等の損害の賠償を求めて提訴したもの

③	神戸地方裁判所 令和3年(ワ)第 2017号	損害賠償請求事件	2,000,000円	原告は、処分庁である尼崎市長の原告に対する地方公務法第28条第1項第1号又は第3号に基づく令和3年3月31日付け分限処分が誤った事実認定に基づきなされたものであり、また、当該分限免職処分に至るまでの過程において、尼崎市職員が原告の名誉を傷つける言動を行ったことにより精神的苦痛を被ったとして、本市に対し、その精神的苦痛を慰藉するための賠償を求めて提訴したもの
---	------------------------------	----------	------------	---

## 5 追加情報

### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

#### ① 全体財務書類の対象範囲は次のとおりです。

- 一般会計
- 国民健康保険事業費
- 地方卸売市場事業費
- 育英事業費
- 公共用地先行取得事業費
- 公害病認定患者救済事業費
- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費
- 青少年健全育成事業費
- 介護保険事業費
- 後期高齢者医療事業費
- 水道事業費
- 工業用水道事業費
- 下水道事業費
- モーターボート競走事業費

#### ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

#### ③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。



## 連結行政コスト計算書

自 令和3年4月 1日  
至 令和4年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	430,920
業務費用	176,507
人件費	37,116
職員給与費	26,882
賞与等引当金繰入額	2,190
退職手当引当金繰入額	1,464
その他	6,580
物件費等	116,539
物件費	49,003
維持補修費	2,945
減価償却費	21,472
その他	43,119
その他の業務費用	22,851
支払利息	1,747
徴収不能引当金繰入額	279
その他	20,825
移転費用	254,413
補助金等	177,476
社会保障給付	76,870
その他	66
経常収益	119,239
使用料及び手数料	88,344
その他	30,895
純経常行政コスト	311,681
臨時損失	404
災害復旧事業費	-
資産除売却損	351
損失補償等引当金繰入額	-
その他	53
臨時利益	929
資産売却益	808
その他	122
純行政コスト	312,206

## 連結純資産変動計算書

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

(単位:百万円)

科目	合計	固定資産等形成分		
		固定資産等形成分	余剰分(不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高	803,679			
純行政コスト(△)	△ 311,156		△ 311,156	-
財源	333,241		333,241	-
税収等	174,211		174,211	-
国県等補助金	159,030		159,030	-
本年度差額	22,086		22,086	-
固定資産等の変動(内部変動)				
有形固定資産等の増加				
有形固定資産等の減少				
貸付金・基金等の増加				
貸付金・基金等の減少				
資産評価差額	△ 33			
無償所管換等	△ 49			
他団体出資等分の増加	-			
他団体出資等分の減少	-			
比例連結割合変更に伴う差額	19			
その他	△ 2,003			
本年度純資産変動額	20,021			
本年度末純資産残高	823,699	1,117,775	△ 295,081	1,005

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 取得原価  
ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの 再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの  
取得原価が判明しているもの 取得原価  
取得原価が不明なもの 再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

- ② 無形固定資産 取得原価  
ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
取得原価が判明しているもの 取得原価  
取得原価が不明なもの 再調達原価

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券 償却原価法(定額法)

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格  
(売却原価は移動平均法により算定)  
イ 市場価格のないもの 取得原価(又は償却原価法(定額法))

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格  
(売却原価は移動平均法により算定)  
イ 市場価格のないもの 出資金額

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	6年～50年
工作物	5年～75年
物品	2年～20年

- ② 無形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています)

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

- ② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

- ③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

- ④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

- ⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体(会計)については、税抜方式によっています。

(8) 連結対象団体(会計)の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3カ月を超えない連結対象団体については、当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。また、決算日と連結決算日との差異が3カ月を超える連結対象団体については仮決算を行うこととしていますが、該当する連結対象団体はありません。

2 重要な会計方針の変更等

該当事項なし

3 重要な後発事象

該当事項なし

#### 4 偶発債務

##### (1) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

	事件番号	事件名	請求金額	事件の概要
①	神戸地方裁判所 尼崎支部令和元年(ワ)第379号	損害賠償請求事件	7,935万9,724円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで年5%の割合による金員	原告は、尼崎市立中学校に在籍していた訴外亡生徒が自殺した原因は、クラスメイトやその所属する部活の部員から受けていたいじめに対して担任教諭等が適切な対応を取らなかったこと等によるものであり、また、自殺後の当該中学校や尼崎市教育委員会の不適切な対応によって精神的苦痛を被ったとして、本市に対し、逸失利益、慰謝料等の損害の賠償を求めて提訴したもの
②	神戸地方裁判所 尼崎支部令和2年(ワ)第820号	損害賠償請求事件	898万7,603円及びこれに対する平成29年12月12日から支払済みまで年5%の割合による金員	原告は、本市が管理する市道を夜間にジョギングしていた際に、当該市道に生じていた最大高低差約2センチの傾斜につまずいて転倒し、負傷したとして、本市に対し、その負傷により生じた治療費、逸失利益、慰謝料等の損害の賠償を求めて提訴したもの
③	神戸地方裁判所 令和3年(ワ)第2017号	損害賠償請求事件	2,000,000円	原告は、処分庁である尼崎市長の原告に対する地方公務法第28条第1項第1号又は第3号に基づく令和3年3月31日付け分限処分が誤った事実認定に基づきなされたものであり、また、当該分限免職処分に至るまでの過程において、尼崎市職員が原告の名誉を傷つける言動を行ったことにより精神的苦痛を被ったとして、本市に対し、その精神的苦痛を慰藉するための賠償を求めて提訴したもの

## 5 追加情報

### (1)財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

#### ① 連結財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

国民健康保険事業費

地方卸売市場事業費

育英事業費

公共用地先行取得事業費

公害病認定患者救済事業費

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

青少年健全育成事業費

介護保険事業費

後期高齢者医療事業費

水道事業費

工業用水道事業費

下水道事業費

モーターボート競走事業費

丹波少年自然の家

阪神水道企業団

兵庫県競馬組合

後期高齢者医療広域連合

尼崎市土地開発公社

社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団

公益財団法人 尼崎健康医療財団

公益財団法人 尼崎市文化振興財団

公益財団法人 尼崎市地域産業活性化機構

公益財団法人 尼崎環境財団

公益財団法人 尼崎緑化公園協会

公益財団法人 尼崎市スポーツ振興事業団

一般財団法人 あまがさき観光局

株式会社 エーリック

尼崎都市開発 株式会社

尼崎交通事業振興 株式会社

#### ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

#### ③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。